

平成 31 年度 保育料（利用者負担額）一覧表 / 月額

※国の制度改正により変更となる場合があります。 ※年齢は、**4月1日時点の年齢**です。（円）

階 層 区 分		2号認定(3歳児以上)		3号認定(3歳児未満)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	6,000 (0)	6,000 (0)	8,900 (0)	8,900 (0)
C	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税世帯)	10,800 (0)	10,600 (0)	12,600 (0)	12,300 (0)
市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	D1	所得割額 12,000円未満 (6,000)	13,400 (6,000)	17,000 (8,000)	16,700 (7,850)
	D2	所得割額 48,600円未満 (6,000)	15,200 (6,000)	18,700 (8,850)	18,300 (8,650)
	D3	所得割額 60,000円未満 (6,000)	17,100 (6,000)	20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
	D4	所得割額 77,200円未満 (6,000)	20,800 (6,000)	24,800 (9,000)	24,300 (9,000)
	D5	所得割額 97,000円未満	25,000	30,000	29,400
	D6	所得割額115,000円未満	29,300	36,000	35,300
	D7	所得割額133,000円未満	32,100	40,100	39,400
	D8	所得割額169,000円未満	35,500	43,500	42,700
	D9	所得割額211,300円未満	36,700	45,300	44,500
	D10	所得割額247,000円未満	37,900	47,200	46,300
	D11	所得割額301,000円未満	40,000	52,400	51,500
	D12	所得割額301,000円以上	44,900	58,600	57,600

※年度の途中で3号認定から2号認定に変更した場合は、年度内は3号認定の額のままです。

※（ ）内の金額は、ひとり親世帯、在宅障害児（者）等のいる世帯の金額です。

【減免措置】

対象世帯	階層	減免措置
ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等	A～D4 階層	年齢制限を撤廃し、第2子以降無料
上記以外の世帯	A～D3 階層の一部 (57,700円未満)	年齢制限を撤廃し、第2子：半額、第3子：無料
全ての世帯	B階層	年齢制限を撤廃し、第2子以降無料

(備考)

- 1 「所得割額」は、地方税法に定める寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除の適用前の額です。また、指定都市は、平成30年度分から市民税所得割の税率が8%に変更されましたが、変更前の税率（指定都市以外の市町村と同じ6%）で所得割額を算定しますので、税率変更による保育料への影響はありません。
- 2 保育所、幼稚園（幼稚舎を除きます。）、認定こども園、特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、入園し、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、又は特例保育、地域型保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子どもが同一世帯に2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に第2子：半額、第3子：無料です。
- 3 ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等は、支給認定保護者の属する世帯に、次のいずれかの者がいる世帯です。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の配偶者のない者で、現に児童を扶養している者
 - (2) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (3) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (6) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等に準ずる者
- 4 平成27年3月31日に町内認可保育施設を利用し、4月1日以降も引続き利用する子どもは、次の経過措置を設けます。ただし、市町村民税所得割額57,700円未満の世帯で、年齢制限を撤廃し、第2子：半額、第3子：無料の規定が適用される場合は該当しません。

利用者負担額の算定対象の支給認定保護者及び扶養義務者について、町民税所得割課税者の16歳未満扶養親族が3人以上いる場合は、その人数から2人を除いた数に19,800円を掛けた額を市町村民税所得割額から控除し、控除後の額に該当する階層区分を適用します。ただし、町民税所得割課税者が複数いる場合、所得割額が一番少ない者の市町村民税所得割額から控除額を差し引きます。
- 5 町立保育所が実施する時間外保育の利用については、上記で算出した額に子ども1人あたり月2,500円が加算されます。
- 6 平成30年9月から未婚のひとり親（※）の世帯を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施します。申請が必要ですが保育料が軽減される場合がありますので、該当する人はお申し出ください。※未婚のひとり親とは、婚姻によらないで母（父）となり、現に婚姻（事実婚を含む）をしていない人のことをいいます。